В	航空機整備
B01	航空機整備に対する基本的な考え方
	2006年3月の航空法改訂は、それまでのインシデントや整備ミス・トラブ
	ルの増加に伴う安全管理の強化が目的であった。私たちは、インシデント
	や整備ミス・トラブルの多発の背景・原因には、航空運送事業者の行過ぎ
	た整備人員の削減や、コスト削減のための整備作業の委託化、省略化があ
	ると考えている。また、これまでの国土交通省や航空局による「規制緩和・
	競争促進策」もその一因となっている。
	日本航空の経営破綻によるリストラ、人員削減、グループ企業の整理・削
	減。全日空グループでは JAL グループに対抗するため、として運航会社や
	整備子会社の再編を進め、低賃金・低労働条件に加え、ベテラン整備士の
	いなくなった職場では若者の退職が止まらず、整備品質の維持すらままな
	らない状況となっている。
	こうした状況から安全アンケートでは乗員からも「ベテランが居なくなっ
	た」「説明が出来ない」「スキルが下がった」「整備品質が低下した」との声
	が挙げられている。
	運航乗務員からも、「こちらから挨拶をしても無視される」、「ちょっとし
	たレバーのガタや、電球の交換を相談しても応えてくれない」など、整備
	士とのコミュニケーションの低下、モラルやスキルの低下を感じるという
	声が上がっており、企業の問題だけではなく安全対策として対応する必要
	がある。
	「事故が起こる確率は極めて少ない」等と安易に考える中で、背伸びした
	事業規模拡大を進め、無理な運航をしていないか、航空経営者と航空労働
	者は、常に安全に対して自覚を持って、厳しく向き合っているか、過去の
	悲劇を教訓とし、監督官庁として国土交通省が責任を持って指導すべきで
	ある。
B01-1	これまでの規制緩和・競争促進策を改め、安全に関する事項はむしろ規制 ・・・・・
DO4 0	を強化すること。
B01-2	2006年の航空法改訂により、「安全上の支障を及ぼす事態」の報告、およ
	び、「情報の整理、公表」の制度が創設された。この報告制度に基づき報告
	した者に対しては処罰の対象としないこと。また、「情報の整理、公表」に
	一ついては、真に再発防止につながるよう、パイロット、整備員、航空会社
	等と充分検討を行うこと。
B02	航空機整備生産体制の現状と問題点
B02-1	現業支援部門も含めた人員問題

B02-1-(1) 整備人員に	関しては、サーキュラー 2-001 3-1-(3)-(b) <適切な
	- 関しては、ケーマュノー 2 001 0 1 (8) へ過りなし - 「事業所の各組織の人員は、各組織の業務を遂行するために十一
	「していなければならない。また、業務が拡大する場合において 「
	の不足が業務の適切性を確保する上で問題になる例が多いこと
	の不足が未務の適切性を確保する工で同題になる例が多いこと。 な人員数を把握できることが必要である」となっている。しか
	に業務を遂行するために整備人員が十分とは言い難く、作業ミスト
	情足できる作業が行えない状況となっている。国として操縦士、 ***
	造現場労働者の人的強化の議論が行われているが日本の航空産
	- めに整備士、資格者増加に資する対策を現場の声も聞きながら
	である。整備現業・間接職場を問わず適切な人員配置を行い、
	系が行えるように、企業に対して指導をすること。
	トラによるベテラン層の退職、採用凍結による断層は、危機的
	5る。整備現業・間接職場とも、技能、技量を維持、向上を図る
	正社員の定期的かつ適正人数の採用、確保を行うよう企業を指
	こ。また、技術伝承の方法について企業に説明を求めること。
В02-2 航空機整備	また おおま おおま おおま おおま おまま おまま かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ しゅう はんしょ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう
B02-2-(1) リストラヤ	大規模な人員削減は、技術支援部門にも影響を与え、恒常的残
業により業	終処理をしている実態がある。技術スタッフ個人の力量蓄積を
補償すべく	、十分な人員配置を行うこと。
B02-3 運航整備	
B02-3-(1) 大型機・小	型機にかかわらず確認整備士による飛行間点検を行い、不具合
の早期発見	に努めさせること。
B02-3-(2) 定時性の確	LD
ルの伝承の	経保、不具合の充分な修理、整備員のスキルの平準化並びにスキー
確認主任者	選保、不具合の充分な修理、整備員のスキルの平準化並ひにスキー の観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、
)観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、
B02-3-(3) また、出発)観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、 背資格取得者を含め2名を確保させること。
B02-3-(3) また、出発 るように指	り観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、 資格取得者を含め2名を確保させること。 前点検、飛行間点検時における整備バックアップ体制を堅持す
B02-3-(3)また、出発 るように指B02-3-(4)航空安全基	り観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、 資格取得者を含め2名を確保させること。 前点検、飛行間点検時における整備バックアップ体制を堅持す は導すること。
B02-3-(3) また、出発 るように指 B02-3-(4) 航空安全基 から現行法	の観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、 資格取得者を含め2名を確保させること。 前点検、飛行間点検時における整備バックアップ体制を堅持す 選挙すること。 基準検討委員会で、「飛行間点検の省略」の検討が行われる以前
B02-3-(3) また、出発 るように指 B02-3-(4) 航空安全基 から現行法 可されてし	の観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、 資格取得者を含め2名を確保させること。 前点検、飛行間点検時における整備バックアップ体制を堅持す 事事すること。 基準検討委員会で、「飛行間点検の省略」の検討が行われる以前 はに基づき737-700型機、737-800型機の飛行間点検の省略が認
B02-3-(3) また、出発 るように指 B02-3-(4) 航空安全基 から現行法 可されてい を明らかに	の観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、 資格取得者を含め2名を確保させること。 前点検、飛行間点検時における整備バックアップ体制を堅持す 導すること。 基準検討委員会で、「飛行間点検の省略」の検討が行われる以前 法に基づき737-700型機、737-800型機の飛行間点検の省略が認 いる。あらためて飛行間点検に対する航空局の考え方とその経緯
B02-3-(3) また、出発 るように指 B02-3-(4) 航空安全基 から現行法 可されてし を明らかに による飛行	の観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、 資格取得者を含め2名を確保させること。 前点検、飛行間点検時における整備バックアップ体制を堅持す 導すること。 基準検討委員会で、「飛行間点検の省略」の検討が行われる以前 はに基づき737-700型機、737-800型機の飛行間点検の省略が認いる。あらためて飛行間点検に対する航空局の考え方とその経緯 して、また現状をみて、本当に整備士による飛行間点検と乗員
B02-3-(3) また、出発 るように指 B02-3-(4) 航空安全基 から現行法 可されてい を明らかに による飛行 く飛行間点	回観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、 資格取得者を含め2名を確保させること。 前点検、飛行間点検時における整備バックアップ体制を堅持す 導すること。 基準検討委員会で、「飛行間点検の省略」の検討が行われる以前 はに基づき737-700型機、737-800型機の飛行間点検の省略が認いる。あらためて飛行間点検に対する航空局の考え方とその経緯 して、また現状をみて、本当に整備士による飛行間点検と乗員 前点検が同等なのか検証をすること。
B02-3-(3) また、出発 るように指 B02-3-(4) 航空安全基 から現行法 可されてい を明らかに による飛行 く飛行間点 航空局は	回観点から、出発前点検、飛行間点検等の整備員最小配置数は、 資格取得者を含め2名を確保させること。 前点検、飛行間点検時における整備バックアップ体制を堅持す 導すること。 基準検討委員会で、「飛行間点検の省略」の検討が行われる以前 に基づき737-700型機、737-800型機の飛行間点検の省略が認いる。あらためて飛行間点検に対する航空局の考え方とその経緯 して、また現状をみて、本当に整備士による飛行間点検と乗員 前点検が同等なのか検証をすること。 無検の省略について>

たが、通達の改定は行わないとした。全日空グループに対して 737-700 型 機、737-800 型機の導入時点から飛行間点検の省略が認可され、2009 年 12 月からは 737-500 型機にも拡大された。実際には機側に整備士が配置され るものの飛行間点検は行わず、航空日誌への署名も無くなっている。不具 合の報告があれば法的資格を有する整備士が修復は行うものの、修復作業 を行うのみである。例え最新鋭機であろうと、地上での飛行間点検はトラ ブルの早期発見・対処、整備士の技量維持・向上の観点から必要だ、とい う声が乗員からも出ている。また、飛行間点検が終了した時点で有資格整 備士が機側から離れる「飛行間点検0.5名化」が行われているが、乗員、 整備士双方にかかるプレッシャーも大きく、「飛行間点検 0 名」は論外で ある。運航会社は整備士の目と乗員の目は同等とし、航空局は「そこは確 認する」と答弁している。 さらに全日空はすべての機種に対して飛行間点検を行わない方式を開始

した。

また、日本航空では 737-800 型機、787 型機において、飛行間点検は行な わないが、現状は有資格整備士による飛行間点検を行い、不具合等の早期 発見につながっている。日本航空は2年前にトランジットスタッフという 社内資格を有するものに飛行間作業を行わせようとしたが日常的に故障 修理の対応が発生していることから制度として B737-800 の国家資格保有 者を毎便配置するように変更した。結局、迅速に不具合に対応させるため には、機側に有資格者を置く事が有効である。

この点は国土交通省が現場を見ずに法改正をした誤りであるともいえる。

出発確認(法確認)行為は、航空会社の自社整備士が実施するよう指導す B02-3-(5)ること。(外航機を除く)

B02-3-(6)十分な点検整備時間を確保する為に、停留時間(ステイタイム)不足や行 き過ぎた時刻表(運航ダイヤ)優先などの実態をなくすよう指導すること。

最少停留時間(ステイタイム)は、以下を確保すること(但し国内線)。 B02-3-(7)-1

> 737/DHC8 級 主基地 60 分 主基地以外 45 分 767 級以上 主基地 70 分 主基地以外 60 分

参考:現行最少停留時間

737/DHC8 級 25 分 767 級以上 40 分

 802-3-(7)-2 行政の責任において、発着時刻表の組み方を見直し、企業側の営業政策優先のダイヤ編成に歯止めを掛けること。 802-3-(7)-3 定期航空運送事業であるにも拘わらず、整備士無配置を既成事実化した「寄港地」を早急に廃止し、それと密接に関わりを持つ搭乗整備、或は宿泊出張方式を止めさせること。 802-4 夜間整備偏重問題 802-4-(1) 運航整備の夜間業務とは、翌日の運航便を確保すべく、故障修復に対処するためのものであることを、まずは行政が認識し、本来の作業に上乗せされている定例整備など余計な作業負荷は、これを排除するという基本方針を確立すること。 802-4-(2) 安全性に関わる作業ミスや航空機・器材の損傷、作業者の怪我などの事故やインシデントの発生しやすい深夜勤務を極力少なくするように指導すること。シフト勤務、とりわけ夜勤は日常生活の時間がずれただけのものではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 802-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 802-4-(3) 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。整備主の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
おいている現状では夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を値立すること。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を値すという基本方針を確立すること。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方をで立ること。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を値すという基本方針を確立すること。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を値すという基本方針を確立すること。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を値すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
「寄港地」を早急に廃止し、それと密接に関わりを持つ搭乗整備、或は宿泊出張方式を止めさせること。 B02-4 夜間整備偏重問題 B02-4-(1) 運航整備の夜間業務とは、翌日の運航便を確保すべく、故障修復に対処するためのものであることを、まずは行政が認識し、本来の作業に上乗せされている定例整備など余計な作業負荷は、これを排除するという基本方針を確立すること。 B02-4-(2) 安全性に関わる作業ミスや航空機・器材の損傷、作業者の怪我などの事故やインシデントの発生しやすい深夜勤務を極力少なくするように指導すること。シフト勤務、とりわけ夜勤は日常生活の時間がずれただけのものではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。整備土の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
泊出張方式を止めさせること。 夜間整備偏重問題
802-4 夜間整備偏重問題 運航整備の夜間業務とは、翌日の運航便を確保すべく、故障修復に対処するためのものであることを、まずは行政が認識し、本来の作業に上乗せされている定例整備など余計な作業負荷は、これを排除するという基本方針を確立すること。 安全性に関わる作業ミスや航空機・器材の損傷、作業者の怪我などの事故やインシデントの発生しやすい深夜勤務を極力少なくするように指導すること。シフト勤務、とりわけ夜勤は日常生活の時間がずれただけのものではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備土の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
選航整備の夜間業務とは、翌日の運航便を確保すべく、故障修復に対処するためのものであることを、まずは行政が認識し、本来の作業に上乗せされている定例整備など余計な作業負荷は、これを排除するという基本方針を確立すること。
るためのものであることを、まずは行政が認識し、本来の作業に上乗せされている定例整備など余計な作業負荷は、これを排除するという基本方針を確立すること。 B02-4-(2) 安全性に関わる作業ミスや航空機・器材の損傷、作業者の怪我などの事故やインシデントの発生しやすい深夜勤務を極力少なくするように指導すること。シフト勤務、とりわけ夜勤は日常生活の時間がずれただけのものではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備土の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
れている定例整備など余計な作業負荷は、これを排除するという基本方針を確立すること。 B02-4-(2) 安全性に関わる作業ミスや航空機・器材の損傷、作業者の怪我などの事故やインシデントの発生しやすい深夜勤務を極力少なくするように指導すること。シフト勤務、とりわけ夜勤は日常生活の時間がずれただけのものではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。整備土の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
を確立すること。 B02-4-(2) 安全性に関わる作業ミスや航空機・器材の損傷、作業者の怪我などの事故やインシデントの発生しやすい深夜勤務を極力少なくするように指導すること。シフト勤務、とりわけ夜勤は日常生活の時間がずれただけのものではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。整備土の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
B02-4-(2) 安全性に関わる作業ミスや航空機・器材の損傷、作業者の怪我などの事故やインシデントの発生しやすい深夜勤務を極力少なくするように指導すること。シフト勤務、とりわけ夜勤は日常生活の時間がずれただけのものではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。整備土の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
やインシデントの発生しやすい深夜勤務を極力少なくするように指導すること。シフト勤務、とりわけ夜勤は日常生活の時間がずれただけのものではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備土の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
ること。シフト勤務、とりわけ夜勤は日常生活の時間がずれただけのものではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。整備土の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
ではなく、体調、健康、社会生活に変化を起こすものであり、通常とは違う勤務であるとの認識に立つこと。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
う勤務であるとの認識に立つこと。 B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
B02-4-(3) 昼間帯での整備引当機の考え方を行政が改め、いわゆる予備機とは一線を画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
画すという基本方針を確立すること。これにより整備生産体制に余裕をもたせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
たせ、整備品質向上、夜間整備の負荷軽減、疲労軽減を図るべく指導すること。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
こと。 日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
日本航空グループ、全日空グループともに整備作業の主体は整備子会社となっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
なっている現状では夜間整備の負担が増える一方で仮眠制度は無く、作業に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安を訴える声が増えている。 整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。 整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
に追われて休憩も満足に取れていないことから確実な作業の実施に不安 を訴える声が増えている。 整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。 整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
を訴える声が増えている。 整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。 整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
整備士の疲労蓄積が健康問題となっており、これは作業安全に直結する。 整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
整備連の安全アンケートでは疲れが取れない、眠れない、という声が増加
│
挙げられている。
上述の通り日航・全日空、および系列の整備子会社においては夜勤にとど
まらず労働強化が進み、離職者が続いている。
こうした事態を看過することは安全を主管する行政として問題である。
B02-5 冬期における運航整備
B02-5-(1) 防除雪氷作業については、定時性を優先する航空各社の過度の競争を改め
させ、運航の安全を確保するために、空港が責任を持って行える体制を図
ること。
B02-5-(2) 防除雪氷液の過剰な散布は、有害物質による汚染の原因にもなりうるの
で、防除氷作業を行うための区域(De-Icing Area)の設置を降雪空港す

	べてに拡大し、各社に対して利用促進を働きかけること。
B02-5-(3)	冬期の搭乗整備方式は、不安全要素を拡大するので早急に止めるよう指導
	すること。
B02-5-(4)	整備会社以外への防除雪氷作業の外注・委託化はやめさせること。
B02-6	航空機重整備
B02-6-(1)	安易な点検整備間隔の延長を認めないこと。また、間隔延長に対する審査・
	許可にあたっては、技術的判断を優先させ、整備生産体制上の判断を先行
	させないこと。
B02-6-(2)	航空機の重整備については、確実な整備を行うために、昼間帯に行うこと。
	また、余裕のある工期とし、納期確保のために深夜残業は行わないよう指
	導すること。
B02-6-(3)	本来の重整備作業(C整備およびそれ以上)が、より下位の軽整備段階へと
	分割実施されている現状に対しては、安易に容認することなく、定時重整
	備段階を「最後の砦(スキルエンド)」とする基本方針を確立すること。
B02-7	航空機整備検査確認体制
B02-7-(1)	航空機整備における検査確認制度については、国として二重確認制度を積
	極的に取り入れ、誤作業を未然に防ぎ、航空機の更なる品質の向上および
	均一化を目指すこと。
B02-7-(2)	耐空性に影響を及ぼす作業を検査するための二重確認は、整備作業の実施
	組織から独立した検査員によって行う体制を確立するよう指導すること。
	整備現場の整備士だけでなく検査員も人員不足、技術力の低下が進んでお
	り充足が急務である。
B02-7-(3)	二重確認は、同一作業者ではない明確な二重確認体制をとるよう指導する
	こと。
B02-7-(4)	国土交通省のイレギュラー運航実績によれば 2016 年 1 年間に 205 件が発
	生し、内航外航の中・大型機(737・A320 以上)が 131 件、その内 37 件がエ
	ンジンによるものであった。
	就航から長期に使用している機種・機体については安全を担保するために
	も十分な予備部品、予備エンジンを確保するよう指導すること。
B02-8	航空機整備における教育訓練体制
B02-8-(1)	航空機整備の資格者養成を促進し、適正化を図るとともに、全整備員に対
	して機種別一般教育を受講させるなど、教育訓練体制を強化するよう指導
	すること。
	航空会社の保有機材が新機材に更新され、団塊世代の整備員が大量に退職
	し、そのため有資格整備士、社内資格整備士が不足して、日常の整備作業
	に支障をきたしている。航空会社では競争力強化の名のもとに経費削減が

B02-9	整備全般
B02-9-(1)	国内の整備経験の蓄積のためにも海外整備を縮小させること。
B02-9-(2)	「飛行間点検も整備教育の場である」との観点から、人員削減を目的とし
D02-9-(2)	
D00 0 (2)	た飛行間点検の省略をさせないこと。
B02-9-(3)	新規航空会社についても、自前の教育訓練体制を確立させること。
B03	航空機整備における受委託(海外含む)
B03-1	航空機整備における整備委託に関する考え方
	私たちは、航空運送事業者が責任を持って安全運航を遂行するために、航
	空法に「航空運送事業者自らが航空機の整備を行わなければならない」旨
	│を記載し、自社整備が原則であることを明確にすべきと考える。自社整備 │
	体制を強化するよう、航空運送事業者を指導すること。
	【航空機整備における委託化の問題点】
	① 人件費削減が目的の委託化は、委託先整備員の労働条件が低く、定着
	率が低下、経験不足、技量向上に制約がある。
	② 委託先整備員は、常に自社ではなく委託元の航空機の整備を行うこと
	になり、当然のこととしてモラルやモチベーションの向上に制約があ
	る。
	③ 複数の整備会社が並存して整備作業を行う場合があり、業務の重複、
	隙間が発生し、無駄や責任体制の曖昧さが発生する。労働条件の異な
	る整備員が1つの業務を行うことは、労働基準法の均等待遇の原則に
	反し、部分(工程)委託は、職業安定法に違反する事例が発生する。
	また、航空会社と委託先の双方向のコミュニケーションが悪くなる。
	海外の航空会社や整備会社に委託する比率が増加する結果、国内での
	整備する機会が減少し、国内の整備能力・技量が低下する。
B03-2	航空機整備の委託・受託は、耐空性の維持・確保に関わるものであるため、
	航空局として下記に述べる基本方針を確立すること。
B03-2-(1)	委託先の技量・品質が、自社と同等あるいは上回ること。
B03-2-(2)	委託先が品質に関して、自社と同じ理解に立つこと。
B03-2-(3)	航空機整備の委託は、一括を原則とし、部分(工程)委託は行わないこと。
B03-2-(4)	上記「航空機整備における委託化の基本な考え方」に基づいて、委託者・
	受託者、両者への、航空局による直接立ち入り検査を実施すること。
B03-2-(5)	航空運送事業者自らが責任を持って、安全運航、航空機の耐空性を確認で
	きるよう、自社の整備体制を確立するよう指導すること。
B03-2-(6)	JAL エンジニアリングが航空会社と同様に整備品質が保てるように賃金、
	福利厚生等の格差を解消するよう指導すること。

B03-2-(7)	「共同事業体」を止め、安全運航を航空運送事業者が責任を持てるように、
	航空運送事業者の整備体制を強化するよう指導すること。
	全日空では、2009年7月に設定された「共同の事業に関する事業場認定の
	指針」に基づき、2009 年 10 月に全日空とグループ会社 9 社にて「共同事
	業体」を設立し、事業場として認定を受けた。整備基地ごとに統括企業を
	決めているが、大量の出向の発生や複雑な指揮管理体制となっている。ま
	た、グループ各社は労働条件、就業規則が異なったまま「共同事業体」を
	構成している為に、違法派遣とならないよう注意が図られているが、様々
	な問題が発生している。労働条件については、有給休暇取得の制限、勤務
	変更の頻発、夜勤偏重の勤務に改悪され、グループ会社との労働条件の大
	きな格差などが依然として発生している。
B03-2-(8)	定例整備の海外委託が定着している現状において、航空機の品質の維持向
	上、更には国内における整備技術の維持向上の観点から、改めて航空機の
	定例整備の海外委託を検証し、改善を図ること。
B03-2-(9)	海外重整備の委託先は、直接整備作業を行った整備員が作業カードにサイ
	ンをせず、スーパーバイザーが一括してサインを行っている。整備員が自
	らの作業に責任を持つ方式に改めるよう指導すること。
B03-2-(10)	連続する定例整備(例えば、7C→8C、2M→3M)の海外委託は、止めるよう
	指導すること。
B03-3	脱出スライド、酸素マスクなどの非常用装備品についても整備委託が行わ
	れているが、品質にバラツキがあり、単純な作業ミスも見受けられる。指
	導する立場から、二重確認を定着させるよう指導すること。
B03-4	発動機等装備品の整備を海外整備会社に委託する場合には、委託先の整備
	能力、委託元の管理能力を含め、安全性が確保できる体制があるか、随時
	又は定期的に検査を行い、指導すること。